



笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																								
			<p>るため、市防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等を定めるように努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p>																									
37	表中	<p>第4項 自主防災組織育成計画 2 対策 (1) 組織の育成</p> <p>自主防災組織等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 名称</th> <th>組織数</th> <th>会員数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人防火クラブ</td> <td>50</td> <td>4,012人</td> <td>令和4年10月 31日現在</td> </tr> <tr> <td>地区自主防災会</td> <td>112</td> <td>22,048世帯</td> <td>令和4年10月 31日現在</td> </tr> </tbody> </table>	区分 名称	組織数	会員数	備考	婦人防火クラブ	50	4,012人	令和4年10月 31日現在	地区自主防災会	112	22,048世帯	令和4年10月 31日現在	<p>第4項 自主防災組織育成計画 2 対策 (1) 組織の育成</p> <p>自主防災組織等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 名称</th> <th>組織数</th> <th>会員数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人防火クラブ</td> <td>50</td> <td>3,619人</td> <td>令和5年10月 31日現在</td> </tr> <tr> <td>地区自主防災会</td> <td>112</td> <td>21,920世帯</td> <td>令和5年10月 31日現在</td> </tr> </tbody> </table>	区分 名称	組織数	会員数	備考	婦人防火クラブ	50	3,619人	令和5年10月 31日現在	地区自主防災会	112	21,920世帯	令和5年10月 31日現在	時点修正
区分 名称	組織数	会員数	備考																									
婦人防火クラブ	50	4,012人	令和4年10月 31日現在																									
地区自主防災会	112	22,048世帯	令和4年10月 31日現在																									
区分 名称	組織数	会員数	備考																									
婦人防火クラブ	50	3,619人	令和5年10月 31日現在																									
地区自主防災会	112	21,920世帯	令和5年10月 31日現在																									

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
55	17	<p>第3節 各種災害予防計画</p> <p>第6項 土砂災害予防計画等</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>イ 避難指示等発令基準</p> <p>高齢者等避難（災害時要配慮者避難）</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岡山県土砂災害危険度情報の危険度が「土砂災害に警戒」<u>（警戒レベル3）</u>になり、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>（略）</p>	<p>第3節 各種災害予防計画</p> <p>第6項 土砂災害予防計画等</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>イ 避難指示等発令基準</p> <p>高齢者等避難（災害時要配慮者避難）</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岡山県土砂災害危険度情報の危険度が「土砂災害に警戒」<b>【警戒レベル3相当】</b>になり、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>（略）</p>	岡山地方気象台からの修正意見
	25	<p>避難指示</p> <p>1 土砂災害警戒情報が発表された場合、または、岡山県土砂災害危険度情報の危険度が「非常に危険」<u>（警戒レベル4）</u>になり、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>（略）</p>	<p>避難指示</p> <p>1 土砂災害警戒情報が発表された場合、または、岡山県土砂災害危険度情報の危険度が「非常に危険」<b>【警戒レベル4相当】</b>になり、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>（略）</p>	
	下1	<p>ウ</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p><u>知事</u>は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防</p>	<p>ウ</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p><b>県</b>は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止</p>	



笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 5	<p>② 岡山県土砂災害危険度情報</p> <p>土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生の危険度を知らせるシステムで、<u>市町村長</u>による避難指示等の判断や、住民の自主避難に役立てることを目的に<u>発表</u>する。</p>	<p>② 岡山県土砂災害危険度情報</p> <p><b>県は</b>、土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生の危険度を知らせるシステムで、<b>市長</b>による避難指示の判断や、住民の自主避難に役立てることを目的に<b>提供</b>する。</p>	
57	下 1	<p>(6) 盛土による災害防止対策</p> <p>県及び市は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正<u>措置</u>を行う。(略)</p>	<p>(6) 盛土による災害防止対策</p> <p>県及び市は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、<b>宅地造成及び特定盛土等規制法</b>などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正<b>指導</b>を行う。(略)</p>	<p>県からの修正意見「宅地造成及び特定盛土等規制法施行」に伴う修正</p>





笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	19	<u>(新設)</u>	市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講ずる。	
75	下 2	第 3 項 応急体制の整備関係 2 対策 (2) 防災関係機関相互の連携体制 <u>(新設)</u>	第 3 項 応急体制の整備関係 2 対策 (2) 防災関係機関相互の連携体制 シ 県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。 ス 県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。	県防災計画に整合及び「死者、行方不明者の氏名等公表のための手続きの整理・明確化」について追記



笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
76	20	<p><u>(新設)</u></p>	<p>第4項 公共用地等の有効活用</p> <p>1 基本方針</p> <p>県及び市は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。</p> <p>2 対策</p> <p>県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
81	表中	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第1項 笠岡市防災組織計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 配備の基準</p> <p>体制 本庁機関</p> <p>警戒体制 政策部 <u>(新設)</u></p> <p>健康福祉部 <u>病院建設推進室</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第1項 笠岡市防災組織計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 配備の基準</p> <p>体制 本庁機関</p> <p>警戒体制 政策部 <u>デジタル推進課</u></p> <p>健康福祉部 <u>(削除)</u></p>	<p>組織改編に伴う修正</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
86	<p>下 10</p> <p>下 7</p> <p>下 4</p> <p>下 2</p>	<p>第 2 節 災害情報通信計画</p> <p>第 1 項 予報及び警報等の種別</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 気象注意報</p> <p><u>強風，大雨，高潮，波浪，洪水等が原因で災害が起こるおそれが予想されるとき，岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するものである。</u></p> <p>(略) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p> <p>(2) 気象警報</p> <p><u>暴風，大雨，高潮，波浪，洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき，岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するものである。</u></p> <p>高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は，高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p>	<p>第 2 節 災害情報通信計画</p> <p>第 1 項 予報及び警報等の種別</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 気象注意報</p> <p><u>大雨，洪水，大雪，強風，風雪，波浪，高潮等により，災害が発生するおそれがあるときに，岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。</u></p> <p>(略) 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p> <p>(2) 気象警報</p> <p><u>大雨，洪水，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮により，重大な災害が発生するおそれがあるときに，岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</u></p> <p>高潮警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は，高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p>	<p>岡山地方気象台からの修正意見</p>
87	2	<p>(3) 特別警報</p> <p><u>暴風，大雨，高潮，波浪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合，岡山地方気象台が最大限</u></p>	<p>(3) 特別警報</p> <p><u>大雨，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</u></p>	<p>岡山地方気象台か</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
8		<p><u>の警戒を呼びかけるため発表するものである。</u></p> <p>大雨特別警報は<u>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(4) 気象情報</p> <p>気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の内容を補完して、<u>現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p>	<p>ときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</p> <p>大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、<u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>高潮特別警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(4) 気象情報</p> <p>気象の予報等について、<u>特別警報・警報・注意報</u>に先立って注意を喚起する場合や、<u>特別警報・警報・注意報</u>が発表された後の経過や予想、防災上の<u>留意点</u>が解説される場合等に発表される。</p>	<p>らの修正意見</p>
12		<p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の<u>二次細分区域において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに</u>気象庁から発表される。</p> <p>(6) 竜巻注意情報</p>	<p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に<u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に</u>気象庁から発表される。</p> <p>(6) 竜巻注意情報</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 3	<p>積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に，一次細分区域単位で発表する。</u>この情報の有効期間は，発表から概ね 1 時間である。</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，<b>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに，天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部，北部）で気象庁から発表される。</b>なお，実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また，竜巻の目撃情報が得られた場合には，目撃情報があつた地域を示し，その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は，発表から概ね 1 時間である。</p>	
88	1	<p>(7) <u>大雨・洪水警報の危険度分布等</u></p>	<p>(7) <b>キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等</b></p>	
88	表中	<p>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており，大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに，<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p>	<p>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており，大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに，<b>危険度が高まっている場所</b>を面的に確認することができる。</p>	岡山地方気象台からの修正意見

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>・「<u>危険</u>」(紫),「<u>極めて危険</u>」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等<u>の</u>避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u>,自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>※「<u>切迫</u>」(黒)：警戒レベル5「<u>緊急安全確保</u>」の発令対象区域の絞り込みに活用</p>	<p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」(紫)：<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等<u>は危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：<u>ハザードマップ等による災害リスクの再確認等</u>,避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	岡山地方気象台からの修正意見
88	表中	<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p>	<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
88	表中	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒</li> </ul>	岡山地方気象台からの修正意見

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			<p>戒レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等，避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
88	表中	<p><u>（表に新設）</u></p>	<p>種類</p> <p>流域雨量指数の予測値</p> <p>概要</p> <p>各河川の，上流域での降雨による，下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を，洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>岡山地方気象台からの修正意見</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
89	2	<p>(8) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>（略）大雨に関して，[高] 又は [中] が予想されている場合は，（略）</p>	<p>(8) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>（略）大雨，<b>高潮</b>に関して [高] 又は [中] が予想されている場合は，（略）</p>	岡山地方気象台からの修正意見
	5	<p>(9) 土砂災害警戒情報</p> <p><u>気象業務法及び災害対策基本法並びに土砂災害防止法に基づき，大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき，岡山県と岡山地方気象台が嚴重な警戒を呼びかける必要性を協議のうえ，共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお，この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。</u></p> <p>岡山地方気象台から発表される注意報・警報・特別警報の基準（笠岡市）</p> <p>1 気象注意報の種類及び発表基準</p>	<p>(9) 土砂災害警戒情報</p> <p><b>大雨警報（土砂災害）の発表後，命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに，市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため，対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で，岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b></p> <p>岡山地方気象台から発表される注意報・警報・特別警報の基準（笠岡市）</p> <p>1 気象注意報の種類及び発表基準</p>	
	下4	<p><u>気象現象が原因で災害が起こるおそれがあると予想</u></p>	<p><b>大雨，洪水，大雪，強風，風雪，波浪，高潮等により，</b></p>	



笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 2	<p><u>されるとき</u>、岡山地方気象台が<u>注意を呼びかけるために</u> <u>発表するものである。</u></p> <p>(略) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p>	<p>災害が<u>発生するおそれがあるときに</u>、岡山地方気象台が <u>その旨を注意して行う予報である。</u></p> <p>(略) 高齢者等は<u>危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p>	
90	表中	<p>風雪注意報 概要 3 行目</p> <p>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても<u>注意を呼びかける。</u></p>	<p>風雪注意報 概要 3 行目</p> <p>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても<u>注意が呼びかけられる。</u></p>	岡山地方気象台からの修正意見
90	表中	<p>高潮注意報 概要</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により<u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに</u>発表される。</p>	<p>高潮注意報 概要</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が<u>予想されたときに注意を喚起するために</u>発表される。</p>	
90	表中	<p>乾燥注意報 概要 3 行目</p> <p>具体的には火災の危険が大きい気象条件を<u>予想した場合</u>に発表される。</p>	<p>乾燥注意報 概要 3 行目</p> <p>具体的には、火災の危険が大きい気象条件が<u>予想されたときに</u>発表される。</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
90	表中	<p>着雪注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には通信線や送電線，船体等への被害が<u>起こる</u>おそれ<u>ある</u>ときに発表される。</p>	<p>着雪注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には，通信線や送電線，船体等への被害が<u>発生する</u>おそれ<u>ある</u>ときに発表される。</p>	
91	表中	<p>霜注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には 4 月以降の晩霜で農作物への被害が<u>起こる</u>おそれ<u>ある</u>ときに発表される。</p>	<p>霜注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には，4 月以降の晩霜により農作物への被害が<u>発生する</u>おそれ<u>ある</u>ときに発表される。</p>	
91	表中	<p>低温注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には低温の<u>ために</u>農作物等に著しい被害が<u>発生したり</u>，冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の<u>起こる</u>おそれ<u>ある</u>ときに発表される。</p>	<p>低温注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には，低温による農作物等への著しい被害や，冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が<u>発生する</u>おそれ<u>ある</u>ときに発表される。</p>	岡山地方 気象台からの修正 意見
91	表中	<p>着氷注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には，通信線や送電線，船体等への被害が<u>起こる</u>おそれ<u>ある</u>ときに発表される。</p>	<p>着氷注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には，通信線や送電線，船体等への被害が<u>発生する</u>おそれ<u>ある</u>ときに発表される。</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
91	表中	<p>融雪注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>	<p>融雪注意報</p> <p>概要 3 行目</p> <p>具体的には、浸水<del>害</del>、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>	
91	20	<p>2 気象警報の種類及び発表基準</p> <p><u>気象現象が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるために発表するものである。</u>高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p>	<p>2 気象警報の種類及び発表基準</p> <p><del>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</del>高潮警報は<del>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</del>大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等<del>は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</del></p>	岡山地方気象台からの修正意見
91	表中	<p>洪水警報</p> <p>概要 2 行目</p> <p><u>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。</u></p>	<p>洪水警報</p> <p>概要 2 行目</p> <p><del>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。</del></p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
92	表中	<p>暴風雪警報</p> <p>概要 2 行目</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p>	<p>暴風雪警報</p> <p>概要 2 行目</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p>	
93	下 4	<p>3 気象等に関する特別警報の発表基準</p> <p>気象現象が原因で、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想されるとき、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるために発表するものである。大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</p>	<p>3 気象等に関する特別警報の発表基準</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。高潮特別警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</p>	岡山地方気象台からの修正意見
94	表中	<p>大雨</p> <p>基準 1 行目</p> <p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>	<p>大雨</p> <p>基準 1 行目</p> <p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>	

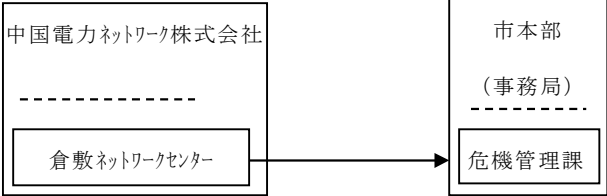
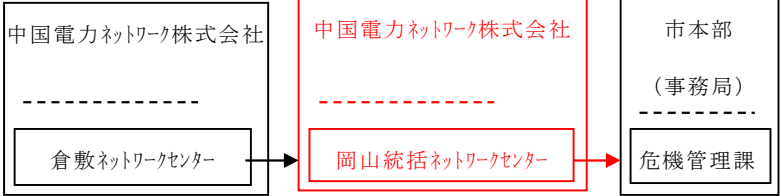
笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p><u>（参考）雨に関する笠岡市の 50 年に一度の値</u>  <u>◆気象庁ホームページに市町村毎で掲載</u>  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf</a></p>	<p>※（参考）以下は削除</p>	<p>岡山地方 気象台か らの修正 意見</p>
94	表中	<p><u>（表に新設）</u></p>	<p>※「暴風」の次に新設                      高潮                      基準 1 行目                      数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により                      高潮になると予想される場合</p>	
94	表中	<p><u>（表に新設）</u></p>	<p>※「高潮」の次に新設                      波浪                      基準 1 行目                      数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により                      高波になると予想される場合</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
94	12	<p><u>（注）</u>発表に当たっては、<u>降水量</u>、<u>積雪量</u>、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した<u>実感的</u>な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</p>	<p>発表に当たっては、<u>指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）</u>、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した<u>客観的</u>な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</p>	
95	図中	<p>第2項 伝達系統及び実施方法 2 対策 （1）伝達系統 イ 火災の警報等 （イ）土砂災害警戒情報</p>	<p>第2項 伝達系統及び実施方法 2 対策 （1）伝達系統 イ 火災の警報等 （イ）土砂災害警戒情報 <u>（図）内の玉野海上保安部（警備救難課）を削除</u></p>	岡山地方気象台からの修正意見
99	7	<p>第3項 災害情報通報計画 2 対策 （2）関係機関への連絡 ウ 県は、<u>要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは</u>、<u>市町村</u>等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>安否不明者</u>の絞り込みに努める。</p>	<p>第3項 災害情報通報計画 2 対策 （2）関係機関への連絡 ウ 県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「<u>災害発生時における死者等の氏名等の公表方針</u>」に基づき、市等と連携の上、安否不明者、<u>行方不明者及び死者</u>の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>要救</u></p>	県防災計画に整合公表方針を明記

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			助者の絞り込みに努める。	
102	図中	サ 報告の系統 (イ) 人的被害, 住家被害等 「保健福祉課」	サ 報告の系統 (イ) 人的被害, 住家被害等 「保健医療課」	県防災計画に整合
108	図中	(シ) 電力施設被害 	(シ) 電力施設被害 	中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンターからの修正意見 防災体制発令中は岡山統括ネットワークセンターの広報班が対応
108	図中	(セ) 水道施設被害 「保健福祉課」	(セ) 水道施設被害 「保健医療課」	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																																																																																																																																				
130	表中	<p>第5節 消防計画 第1項 組織計画 2 対策 (2) 消防組織</p> <p>笠岡市消防団 (令和4年10月31日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>部数</th> <th>実員</th> <th>分団名</th> <th>部数</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td></td> <td></td> <td>吉田</td> <td>2</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td></td> <td>1</td> <td>新山</td> <td>1</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td></td> <td>3</td> <td>北川</td> <td>1</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>女性団員</td> <td></td> <td>21</td> <td>神内</td> <td>3</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>笠岡</td> <td>5</td> <td>80</td> <td>大島</td> <td>4</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>今井</td> <td>1</td> <td>57</td> <td>神外</td> <td>3</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>金浦</td> <td>3</td> <td>62</td> <td>白石島</td> <td>2</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>城見</td> <td>3</td> <td>53</td> <td>北木島</td> <td>3</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>陶山</td> <td>1</td> <td>48</td> <td>真鍋島</td> <td>3</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>大井</td> <td>3</td> <td>73</td> <td>計</td> <td>38</td> <td>913</td> </tr> </tbody> </table>	分団名	部数	実員	分団名	部数	実員	本部			吉田	2	48	団長		1	新山	1	41	副団長		3	北川	1	66	女性団員		21	神内	3	76	笠岡	5	80	大島	4	83	今井	1	57	神外	3	58	金浦	3	62	白石島	2	47	城見	3	53	北木島	3	59	陶山	1	48	真鍋島	3	37	大井	3	73	計	38	913	<p>第5節 消防計画 第1項 組織計画 2 対策 (2) 消防組織</p> <p>笠岡市消防団 (令和5年10月31日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>部数</th> <th>実員</th> <th>分団名</th> <th>部数</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td></td> <td></td> <td>吉田</td> <td>2</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td></td> <td>1</td> <td>新山</td> <td>1</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td></td> <td>3</td> <td>北川</td> <td>1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>女性団員</td> <td></td> <td>19</td> <td>神内</td> <td>3</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>笠岡</td> <td>5</td> <td>78</td> <td>大島</td> <td>4</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>今井</td> <td>1</td> <td>58</td> <td>神外</td> <td>3</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>金浦</td> <td>3</td> <td>60</td> <td>白石島</td> <td>2</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>城見</td> <td>3</td> <td>54</td> <td>北木島</td> <td>3</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>陶山</td> <td>1</td> <td>48</td> <td>真鍋島</td> <td>3</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>大井</td> <td>3</td> <td>72</td> <td>計</td> <td>38</td> <td>905</td> </tr> </tbody> </table>	分団名	部数	実員	分団名	部数	実員	本部			吉田	2	48	団長		1	新山	1	40	副団長		3	北川	1	65	女性団員		19	神内	3	77	笠岡	5	78	大島	4	82	今井	1	58	神外	3	55	金浦	3	60	白石島	2	47	城見	3	54	北木島	3	57	陶山	1	48	真鍋島	3	41	大井	3	72	計	38	905	時点修正
分団名	部数	実員	分団名	部数	実員																																																																																																																																			
本部			吉田	2	48																																																																																																																																			
団長		1	新山	1	41																																																																																																																																			
副団長		3	北川	1	66																																																																																																																																			
女性団員		21	神内	3	76																																																																																																																																			
笠岡	5	80	大島	4	83																																																																																																																																			
今井	1	57	神外	3	58																																																																																																																																			
金浦	3	62	白石島	2	47																																																																																																																																			
城見	3	53	北木島	3	59																																																																																																																																			
陶山	1	48	真鍋島	3	37																																																																																																																																			
大井	3	73	計	38	913																																																																																																																																			
分団名	部数	実員	分団名	部数	実員																																																																																																																																			
本部			吉田	2	48																																																																																																																																			
団長		1	新山	1	40																																																																																																																																			
副団長		3	北川	1	65																																																																																																																																			
女性団員		19	神内	3	77																																																																																																																																			
笠岡	5	78	大島	4	82																																																																																																																																			
今井	1	58	神外	3	55																																																																																																																																			
金浦	3	60	白石島	2	47																																																																																																																																			
城見	3	54	北木島	3	57																																																																																																																																			
陶山	1	48	真鍋島	3	41																																																																																																																																			
大井	3	72	計	38	905																																																																																																																																			



笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
139	17	<p>第6節 避難計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 避難の指示等及び報告・通知</p> <p>キ 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備</p> <p>(洪水に関する事項)</p> <p>(略) <u>洪水警報の危険度分布</u>等により</p>	<p>第6節 避難計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 避難の指示等及び報告・通知</p> <p>キ 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備</p> <p>(洪水に関する事項)</p> <p>(略) <b>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</b>等により</p>	岡山地方気象台からの修正意見
141	14	<p>(3) 避難誘導及び移送</p> <p>ウ 避難の受入れ及び情報提供</p> <p>(略) <u>県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。</u></p>	<p>(3) 避難誘導及び移送</p> <p>ウ 避難の受入れ及び情報提供</p> <p>(略) (削除)</p>	「新型コロナウイルス感染症の5類移行」を踏まえた修正
142	下8	<p>(5) 指定避難所の設置</p> <p>ア 指定避難所等の指定</p> <p>(略) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施</p>	<p>(5) 指定避難所の設置</p> <p>ア 指定避難所等の指定</p> <p>(略) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される</p>	県からの修正意見

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 3	<p>設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。(略)</p>	<p>施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、<b>要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに</b>、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>
144	5	<p>イ 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。(略)</p>	<p>イ 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<b>ガス設備</b>、衛星通信等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
146	下 4	<p>(6) 避難所の運営管理</p> <p>キ(略)また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。</p>	<p>(6) 避難所の運営管理</p> <p>キ(略)また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。<b>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</b></p>	<p>県防災計画に整合</p>
147	9	<p>ク(略)</p> <p>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p>	<p>ク(略)</p> <p>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<b>や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</b>に努める。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
151	2	<p>第7節 罹災者救助保護計画</p> <p>第1項 災害救助法の適用</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準</p>	<p>第7節 罹災者救助保護計画</p> <p>第1項 災害救助法の適用・<b>運用</b></p> <p>2 対策</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準</p>	<p>県の修正意見表現の適正化</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 1	<p>ア 適用基準</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ア 適用基準</p> <p>(カ) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第 23 条の 3 第 2 項（同法第 24 条第 2 項又は第 28 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。</p>	<p>「災害救助法」の改正</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
155	下 8	<p>第 2 項 食料供給計画</p> <p>2 対策</p> <p>（2）実施方法</p> <p>ウ 物資の確保</p> <p>（ウ）市は（ア）又は（イ）による方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省<u>農政</u>局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。</p>	<p>第 2 項 食料供給計画</p> <p>2 対策</p> <p>（2）実施方法</p> <p>ウ 物資の確保</p> <p>（ウ）市は（ア）又は（イ）による方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省<u>農産</u>局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。</p>	中国四国農政局からの修正意見
156	下 10	<p>（3）災害救助法の実施基準</p> <p>エ 費用の範囲</p> <p>（ア）主食費</p> <p>② 知事が農林水産省<u>農政</u>局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受け配分した場合の主食（売却価格）</p>	<p>（3）災害救助法の実施基準</p> <p>エ 費用の範囲</p> <p>（ア）主食費</p> <p>② 知事が農林水産省<u>農産</u>局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受け配分した場合の主食（売却価格）</p>	



笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
162	4	<p>第6項 障害物除去計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、<u>これを除去することにより</u>、被災者の日常生活を確保する。</p>	<p>第6項 障害物除去計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、<b>日常生活に必要な最小限度の部分の障害物</b>を除去することにより、被災者の日常生活を確保する。</p>	基準」の一部変更を踏まえた修正
163	下8	<p>第7項 清掃計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 実施責任者</p> <p>(略)ただし、市のみでは実施できないときは、県本部（生活衛生班、循環型社会推進班）又は隣接市町に応援又は協力を要請して行う。</p>	<p>第7項 清掃計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 実施責任者</p> <p>(略)ただし、市のみでは実施できないときは、県本部（生活衛生班、循環型社会推進班）又は隣接市町<b>や民間事業者</b>に応援又は協力を要請して行う。</p>	県防災計画に整合
164	下4	<p>第8項 医療、助産計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>なお、知事が災害救助法を適用した場合は、市は県本部(<u>保健福祉班</u>)の補助執行機関としてこれを行う。</p>	<p>第8項 医療、助産計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>なお、知事が災害救助法を適用した場合は、市は県本部(<b>福祉企画班</b>)の補助執行機関としてこれを行う。</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
165	下 11	<p>(3) 実施の方法</p> <p>エ 災害救助法が適用されたときの取扱い</p> <p>市長は、医療救助等の実施方法について、県本部（<u>保健福祉班</u>）に協議のうえ行うものとする。</p>	<p>(3) 実施の方法</p> <p>エ 災害救助法が適用されたときの取扱い</p> <p>市長は、医療救助等の実施方法について、県本部（<u>福祉企画班</u>）に協議のうえ行うものとする。</p>	
166	下 7  下 5	<p>(4) 災害救助法による実施基準</p> <p>エ 費用の基準</p> <p>(ウ) 費用の請求</p> <p>① 救護班の費用の請求</p> <p>「救護、又は医療班に要した経費請求書」により 県地方本部、保健所を經由して、県本部（<u>保健福祉班</u>）へ提出する。</p> <p>② 医療機関の費用の請求（助産を含む。）</p> <p>医療券により福祉事務所へ提出する。提出された 医療券は県本部（<u>保健福祉班</u>）へ一括請求する。</p>	<p>(4) 災害救助法による実施基準</p> <p>エ 費用の基準</p> <p>(ウ) 費用の請求</p> <p>① 救護班の費用の請求</p> <p>「救護、又は医療班に要した経費請求書」により 県地方本部、保健所を經由して、県本部（<u>福祉企画班</u>）へ提出する。</p> <p>② 医療機関の費用の請求（助産を含む。）</p> <p>医療券により福祉事務所へ提出する。提出された 医療券は県本部（<u>福祉企画班</u>）へ一括請求する。</p>	県防災計画に整合
171	下 1	<p>第 11 項 防疫計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>市は、生活環境の悪化した被災地において、罹災者の疫病を未然に防止するため、迅速、かつ、強力に防疫措置を実施し、感染症の流行を防止する。ただし、</p>	<p>第 11 項 防疫計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>市は、生活環境の悪化した被災地において、罹災者の疫病を未然に防止するため、迅速、かつ、強力に防疫措置を実施し、感染症の流行を防止する。ただし、著しく</p>	





笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
196	15	<p>第 14 節 雪害対策</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 雪崩災害の防止活動</p> <p>ア 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、<u>この場合</u>、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。</p>	<p>第 14 節 雪害対策</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 雪崩災害の防止活動</p> <p>ア 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、<b>県及び市は</b>、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、<b>道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう、適切な配慮をする。</b></p>	<p>県防災計画に整合</p>
205	7	<p>第 18 節 ボランティアの受入，活動支援計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) ボランティアの受入れに際して、<u>老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等</u>が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入</p>	<p>第 18 節 ボランティアの受入，活動支援計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	11 12 13 15	<p>りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p>	<p>りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。</p>	
205	下 10	<p>2 対策 [県] 県本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、市及び市社会福祉協議会と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。</p>	<p>2 対策 [県] 県本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、市、市社会福祉協議会及び災害中間支援組織と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

